

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、
農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、関係書類は下記場所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年4月23日

南知多町長 石 黒 和 彦

記

1 縦覧場所

南知多町役場 建設経済部 産業振興課
南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地